

新年ですが.....物申す ユニオン分会 緊急職場集會に 「執務の厳正について」

N 1 2

2010. 1. 10

J R 東海 労 東 二 運 分 会

組合員のみなさん ユニオン・国労組合員のみなさん

ユニオン分会が新年早々（計画は昨年末）異例の緊急職場集會を7日から3日間、しかも2時間ずつ1日3回も開催しました。

知識の確認試験はないと思いますが、「訓練」を思い出してしまいます。ユニオン組合員の皆さんの参加指定は、前集ですか？ 後集ですか？

それにしても、内容が「執務の厳正について」とは。執行部から一体なにが提起されたのでしょうか。勝手に推測すると、喫煙と携帯と飲酒とセキュリティ・乗務手帳そして、乗務報告書と時系列等報告書の書き方かもしれません。

なかでも、喫煙についてが最大の課題だったと思います。本人が書いた時系列等報告書や始末書や対策シートを読み上げているのではないかと思うほど詳しく説明され？ もしかして、その本人の経歴までもが紹介されませんでしたか？ 推測が当たってれば大変なことです。それは、個人情報管理が完璧なはずの職場だからです。

ところで執務とは、業務についている、ということです。労働組合が「執務の厳正について」を取り上げる場合は何を問題とするのでしょうか。一般的にはあまり取り上げない内容だと思いませんか？

そこで、ユニオン本部「UNION NEWS」1月1日付を思い出しました。水嶋本部委員長が年頭のあいさつをしています。今年も組合員、ご家族のみなさんのご支援を得て、中央執行委員会一丸となってご期待に沿える運動を進めて参ります、としたりうで第一に、J R 東海の経営基盤の強化、中央新幹線の建設、輸送基盤強化、EX-IC、N700、関連事業等々の会社施策をならば、ひとえにユニオン組合員の努力の結晶、と言っています。第二は、ユニオントライの実現と健全で強固な労使関係の追求、（以下省略）です。

組合員のみなさん ユニオン・国労組合員のみなさん

職場の組合員の苦勞を全く見ることなく、健全で強固な労使関係を追い求め、言いかえれば組合員ではなく会社しか見ていないような水嶋委員長のあいさつから「執務の厳正について」を考えると、休日勤務や年休が取れない・流れる、早出・居残り・不払い残業、行路がきつい等々、組合員の労働条件などお構いなしです。とにかく会社の規則に従わなければ組合員と家族の幸せはない、ということのようです。

確かに規則は大切です。だからと言ってミスをした社員の責任のみを追及し、運転士からいとも簡単にハンドルを奪うことを認めても良いのでしょうか。組合員の皆さん ああ成りたくなかったら、厳正に執務しよう。面倒はみきれませんよ、と言っているのと同じと思いませんか。

1月14日～27日まで、J R 東海ユニオン「相談ダイヤル」がスタートします。相談内容は「不払い残業、メンタルヘルス」です。

言いましょう 執務の厳正 = 労働条件の改善 ダ！と